

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示（こども家庭庁関係）
の一部改正等について（概要）

こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 改正の趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第2項第1号等の規定に基づき、指定障害児通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の改正等を行うもの。

<主な被改正告示>

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

等

2. 改正の概要

○ 改正内容は別紙のとおりとする。

※ 本意見募集手続の対象については、別紙のうち、こども家庭庁長官告示において規定される事項に限る。具体的には、

- ・別紙「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の第2の1（障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係る部分に限る。）
- ・別紙「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の第2の7（障害児相談支援に係る部分に限る。）
- ・別紙「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の第2の8
- ・別紙「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の別紙1から別紙3まで（障害児相談支援、障害児通所支援及び障害児入所支援に係る部分に限る。）及び別紙7

のうち、こども家庭庁長官告示において規定される事項に限る。

○ その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

法第21条の5の3第2項第1号、第21条の5の4第3項第2号（これらの規定を同法第21条の5の13第2項において読み替えて適用する場合を含む。）、第24条の2第2項第1号（同法第24条の24第2項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第24条の26第2項 等

4. 適用期日等

- 告示日：令和6年3月中旬（予定）
- 適用期日：令和6年4月1日、6月1日若しくは令和7年4月1日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日